

# 多文化教育の視点からとらえた社会教育の取組み

## —韓国「国境のない村」の事例を中心に—

呉 世 蓮

### はじめに

本研究は、韓国の多文化教育政策の背景と内容について考察し、多文化教育における地域社会の意義について論じる。さらに京畿道安山市にある「国境のない村」を事例として取り上げ、「国境のない村」における多文化教育の取組みやこの多文化教育の取組みと地域社会との関わりについて考察することを目的とする。

韓国は1970年半ばまでドイツや中東などに労働力を送り出す立場であったが、80年代後半以降、経済が急激な成長を遂げ受け入れ国へと転換した。さらに1980年代後半からの結婚移住者の増加や雇用許可制の導入による海外からの移住労働者の数の増加により、急速に多文化社会化しつつある。

韓国では「在韓外国人処遇基本法」(2007年)と「多文化家族支援法」(2008年)に基づき、多文化をめぐる様々な政策が、中央政府の各省によって施行されている。2007年度の教育人的資源部により、「多文化家庭子女教育支援計画」<sup>(1)</sup>を国家的課題として発表し、市・道別の特性に合わせた特殊事業を公募形式で選定・支援し、また研究・開発のための中央多文化教育センター、地域多文化教育センターの指定・運営に関して本格的な支援・調整をすることにした。そこで、韓国における多文化政策が出される前の1999年、キリスト教系の市民団体である安山移住民センターによって推進された多文化共同体プロジェクトの「国境のない村」を事例として取り上げたい。

なぜ「国境のない村」を事例として挙げたかについて述べる前に多文化教育の意義について定義しておきたい。朝倉によると、「多文化教育は文化・言語にかかわる同化要請や剥奪などの過ちを避けるために民主主義的な文化的多元主義に基づく教育である」<sup>(2)</sup>という。すなわち、多文化教育は民主主義が下敷きになっていないと成り立たない教育である。これは文化的多元主義とともに民主主義という概念を介在させることにより、文化剥奪を避けようとする教育が含意されている。また、金南宣によると、民主主義の理念は自発的な参与を通してあらわれるという<sup>(3)</sup>。地域社会における教育、特に社会教育は地域構成員の自発性によって行われるものである。地域構成員の個人が地域社会に統合され、自分のアイデンティティを実現し、地域社会における生活を肯定的に捉えられることも民主主義の理念に基づいているからこそ可能であると考えられる。したがって、地域社会に安定と安心のできる生活をもたらすためには、民主主義の役割が大きいとともに多文化教育とも密接な関係があるともいえよう。

この京畿道安山市は、仕事を求めて海外から渡ってきた多くの外国人労働者が居住しており、最近では結婚移住者も増え、多文化都市と呼ばれている。「国境のない村」では外国人労働者や結婚移住者及び彼らの子どものために多文化教育に関する様々なプログラムを行っている。また、「国境のない村」は2009年から京畿道安山教育庁と連携し、学校における多文化理解教育への支援を行っている。さらに地域ネットワークを構築し、地域社会における地域住民たちと外国につながる人々との相互理解、多文化理解教育に関わる様々なプログラムを実施している。すなわち、学校教育のみならず、社会教育と連携した多文化教育の推進が目指されているのである。多文化教育における学校教育制度の中で補えないところを社会教育、生涯学習ではどのように取り組まれているのかについて「国境のない村」を中心に多文化教育と地域社会との関わりについて考察することを目的とする。そのため、本研究では京畿道安山市の「国境のない村」に焦点をあて、取り上げることにした。本稿の構成は次の通りである。

最初に、第一節では、韓国における多文化教育政策の背景と内容について考察し、どのような取組みが行われているのかについて検討する。第二節では、京畿道教育庁における多文化教育政策について検討し、その多文化教育における地域社会の意義について考察する。最後に、第三節では、京畿道安山市の「国境のない村」に注目し、「国境のない村」における地域社会と多文化教育の取組みについて考察したい。

以上の考察を踏まえて、地域社会における多文化教育を中心に学校教育のみならず社会教育がもつ多文化教育の意義や方向性について検討する。

## 1. 韓国における多文化教育政策の背景と内容

韓国における外国人労働者は韓国人が嫌がる重労働や危険な仕事や汚い仕事をしながら安い賃金で働き<sup>(4)</sup>、まともなハンゲル教育を受けていないため、生活上のコミュニケーションがうまくいかず、人間関係にもトラブルが生じやすくなることなどが挙げられる。健康で文化的な最低限の生活を営むためには、韓国語を学び、必要な知識や感情を身につけるべきである<sup>(5)</sup>。それは識字力が人権の基礎となっていることと、基礎的な人権として教育の権利を現実のものにするためである<sup>(6)</sup>。さらに注目すべきことは、外国人労働者の定住化、結婚移民者における子どもが顕著に増えている点である。これらの子どもたちの学校における就学状況は家庭環境により様々であるが、全体的に韓国の文化や歴史、社会生活などに疎く、社会科などの科目を苦手とし、文章の意味を理解できないために数学の問題を解くことができないなどの傾向がみられる<sup>(7)</sup>。したがって、国際化が進行しつつある韓国社会は、「世界市民」の育成をも目標として掲げ、多民族、多文化との共生を一層推進していかなければならないと考えられる。ジョン・ウンヒによると、現状において多文化家庭は経済的に貧しく、多文化家庭の子どもへの養育と教育問題はつながっており、多文化家庭における教育問題は深刻であるという<sup>(8)</sup>。とくに親の影響から韓国語の駆動力と学習能力が劣り、上級学校への進学率が低いと指摘している。ジョンは、多文化家庭の子どもの言語発達と環境の重要性を挙げ、多文化家庭における

結婚移住者の女性の場合も、母親としての韓国語学習の経験不足により、韓国語と韓国文化の講習が要求されるようになったと述べている。

したがって、韓国では外国につながる児童・生徒及び多文化家族が生活する上で不自由なしに共に生きるための学習活動における多文化教育の重要性が叫ばれ、教育の領域でも国家レベルの多文化教育政策が出されてきた。2007年度に「多文化家庭子女教育支援計画」が国家的課題として取り上げられたのも以上のような韓国社会の変化を背景としている。多文化教育事業に関する遂行体系の具体的な内容は、中央省庁から中央多文化教育センターへの教育と教材開発に関する直接支援と、市・道教育庁を通じた公募事業の遂行という二元的な構造をもっている。

教育科学技術部<sup>(9)</sup>の内部機関別の多文化家庭子女の支援内容をみると、教育科学技術部の場合、多文化教育に関する研究開発及び市・道における多文化教育センターの設立を支援している。教育庁は生徒にメンタリング（助言者をつけること）、多文化理解及び国際理解教育等の多様なプログラムを支援して、教師には研修及び奨学資料の発刊・普及をしており、親には研修及びハンゲル教室を運営している。さらに2008年度には多文化教育政策の長期的な政策として「多文化家庭生徒教育支援計画（2009年～2012年）」が出されている。「多文化家庭生徒教育支援計画（2009年～2012年）」の目的は次の通りである。多文化家庭生徒の特性に合わせた教育支援を行い、言語・文化的な格差の解消、多文化家庭の児童や中途入国子女<sup>(10)</sup>たちの早期適応とともに、多文化家庭生徒のもつ多様な言語・文化的な背景が発展できるように支援を推進することである。もう一つの目的は、多文化に対する理解向上及び社会的認識の改善強化である。これは、一般家庭生徒の多文化理解教育の活性化、学校における管理職や一般の教師などの多文化認識改善のために教師研修を強化する支援である。主要内容の特徴としては、多文化教育の取組みが学校教育中心から社会教育との連携を視野に入れた取り組みへ移行しつつあることである。

以上の取り組みにおける多文化教育支援の場は、学校教育のみならず社会教育でも欠かせないものになってきている。また、多文化家庭の親が多文化リテラシー教育の講師として教育現場に携わることも支援のあり方として重視されつつある。そこで以下では、韓国社会における外国系総人口の規模が最も大きい京畿道における多文化教育政策と多文化教育における地域社会の意義について考察していきたい。

## 2. 京畿道教育庁における多文化教育と地域社会の意義

2009年度の京畿道における人口は（統計庁，2009年）11,460,610名であり、そのうち、外国系の人口は266,808名である。韓国社会における16か所の行政区域（特別市・広域市・道）の中で京畿道の外国系人口の総人口規模は最も大きいのである。首都圏に密集している工業・産業団地造成、新都市開発などにより、京畿道への人口流入はさらに加速化している。京畿道に居住している多文化家庭の親は結婚移住者や外国人労働者であり、仕事を求めて韓国に来た外国人労働者が少なくない。外国人労働者の子どもの家族は、お金を稼ぐための移住、短期間の滞在、母国の国籍を維持した外国人

である。そのため、教育、保健、医療、福祉などの支援は他の結婚移住者の子どもの家庭と比べて、厳しい状況にある。しかし、学校教育において外国人労働者の子どもと結婚移住者の子どもが経験する苦勞はあまり変わらない。

2003年の初等中等教育法施行令の改正以降、不法滞在の外国人労働者の子どもの場合にも学校の教育を受けることができるようになった。この改正によって、外国人労働者の児童は①身体的自由、表現の自由、情報接近の権利、②養育を受ける権利、家族の再結合の権利（親が合法滞在者の場合）、有害環境から保護される権利、③差別されない権利、④差別や処罰から保護される権利、⑤国籍取得の権利、余暇及び文化生活に参加する権利、⑥教育を受ける権利、労働や搾取から保護される権利が具体的に明示された。満7歳から12歳の外国人不法滞在者の子どもは区役所で出入国事実証明書のみ発給され、近くの小学校に提出さえすれば入学し、修了後には正式の卒業証明書を取得することができる。それにも関わらず、特に発展途上国の不法滞在の外国人労働者の場合には、居住地が不安定なこと、経済的に厳しいこと、身分露見のおそれがあること等の理由のために子どもを正規の学校に通わせない傾向がある<sup>(11)</sup>。

外国人労働者の子どもを対象に実施した調査によると、正規学校に通わない理由として、「お金を稼ぐため（35%）」、「韓国語が出来ないため（20%）」、「不法滞在の子どもだから（15%）」などの結果が出ている<sup>(12)</sup>（ソルドンフン、2003）。外国人労働者の短期間滞在から長期間滞在の事例が増え、彼らの生活に対する保護と管理がいつそう必要とされる。特に、不法滞在による身分上の不安のため、労働の現場では労働搾取が起こったり、子どもの学校への就学も厳しいのが現実である<sup>(13)</sup>。

このような現状をふまえて、京畿道教育庁では多文化教育政策を多文化家庭の生徒、親中心の適応、力量強化に限定するのではなく、一般家庭の生徒をすべて含めた学校及び地域社会構成員の多文化理解教育として提示したのである。京畿道教育庁における多文化教育政策は次の15つである<sup>(14)</sup>。①多文化教育支援協議会の設置と運営、②多文化教育支援TUSの組織・運営<sup>(15)</sup>、③多文化教育支援団の構成と運営、④地域ネットワークの構築と運営、⑤多文化家庭の生徒・教師の連携システムの構築と運営、⑥多文化家庭のメンタリング制の運営、⑦多文化家庭の訪問相談週間創設、⑧五色多文化共同体学校の運営<sup>(16)</sup>、⑨多文化教育課程の編成、⑩多文化体験週間の創設、⑪多文化体験手記公募、⑫多文化教育資料開発・普及、⑬京畿道多文化教育センター指定と運営、⑭多文化教育を推進する教員養成職務研修及び多文化理解向上の教員研修、⑮五色多文化共同体学校担当者のワークショップが挙げられる。

上掲した多文化教育政策の中で④地域ネットワークの構築と運営は、効率的で一貫性のある多文化教育の活動を進めるために地域ネットワークの強化を目的としている。地域ネットワークとは、他の機関等と結び付くことが自己にとってプラスになると判断されたときに生まれる関係であり、本来当事者の自由な意思に基づいて形成されるものである<sup>(17)</sup>。つまり、地域社会における人々のネットワークが形成されるためには精神的・物質的に共有することができるものがあるべきであり、これは決して同化あるいは文化剥奪ではないお互いの存在を認め合い、尊重し合える関係であることが重要であ

ると考えられる。

地域ネットワークの構築と運営とは、教育庁、自治体、大学、市民団体、宗教団体などを対象に多文化家庭の生徒への教育支援及び政策研究などの専門的支援の基盤を構築し、研究発表及び現場体験などに関する知識を共有し、地域共同体の多様な多文化教育のインフラを活用することを意味する。つまり、多文化教育支援が行われる場所は、学校教育が中心になっているものの、徐々に学校教育から社会教育へ範囲を拡大しつつあることがわかる。公教育における学校教育のなかで補えない多文化教育に関するプログラムを、地域社会の関連団体と連携して実施することは、地域社会との深い関わりのある取組みであると考えられる。多文化教育における政策支援は教育科学技術部及び市・道教育庁、関連機関の役割が注目されてきたが、これらの機関による政策支援は重複したり、あるいは画一的になりがちである。したがって、多文化教育を持続的に行うためには学校のみならず、多文化家庭や一般家庭がともに住んでいる地域社会への支援が重要となっている<sup>(18)</sup>。学校と地域社会が連携し、多文化教育を支援することにより、安定的な教育支援が可能になり、その地域の特性及び要求事項をよりよく反映することが出来ると考えられる。

以上の京畿道教育庁における多文化教育の取組みから言えることは、地域ならではの特性に合わせた多文化教育へのアプローチが重要であるということである。しかし、外国人労働者とその子どもが不法滞在者の場合、彼らのための積極的な支援策を政府に求めることには限界があると考えられる。そのため学校現場のみならず、社会教育における地域ネットワークは欠かせないだろう。地域ネットワークの構築によって持続的かつ安定的な多文化教育の取組みがなされると考えられる。そこで以下では、1990年代後半から宗教界を中心に外国人労働者と彼らの子どもを支援するために様々な団体が設けられ運営されている安山市に焦点をあてて、「国境のない村」における多文化教育の取り組みについて考察したい。

### 3. 京畿道安山市の「国境のない村」における多文化教育の取組み<sup>(19)</sup>

すでに述べたように、韓国社会は1980年のはじめに労働力の輸出国家であったが、1980年代後半労働力の問題のために外国人低賃金労働者を大量に受け入れるようになった。統計庁によると、現在（2011年7月）安山市の全人口760,649名のうち、登録されている外国人の数は44,226名であり、毎年増え続けている。

現在の京畿道安山市は1960年代初頭から朴正熙政権下国家主導による経済開発が進められ、この工業地区はソウルの工業化による公害の発生源となる工場などを移転・受容のために造成された。仕事を求めて様々な地域からきた韓国人労働者が集まる街であり、韓国社会における最初の外国人労働者を受け入れた地域でもある。1991年11月に海外投資企業産業研修制度と1993年11月には産業研修生制度が導入され、1998年から外国人労働者はウォンコク洞に本格的に居住するようになった。1999年、キリスト教系の安山市移住民センターによる多文化地域共同体プロジェクト「国境のない村」が始動され、地域共同体文化の形成、外国人労働者の社会的権益の向上、生産的な地域国際交流

の形成などを掲げて社会活動を展開してきた。「国境のない村」には外国人が経営するお店や学校、教会などが並んでいる。2003年度には中韓了解書書とともに国際結婚が増加し、2005年滞在外国人への積極的な政策が出され、2007年在韓外国人処遇基本法や2008年には多文化家族支援法が定められた。「国境のない村」は京畿道安山市の行政によって、2009年5月に「多文化村の特区」として指定された。京畿道安山市は全国最初に居住外国人への支援条例と外国人における人権条例を制定するなど、外国につながる人々や多文化構成員を積極的に受け入れている。

このような「国境のない村」における安山市ウォンコク洞は、他の地域と異なる独特な地域社会が築き上げられている。一般的に、地域社会は人間生活と密接に関わっており、地域社会の構成員はその地域に対する所属感が強く、共同の目標を追求し、様々な地域社会活動に自発的に参加するという共同意識に基づき相互関係の繋がりを維持していると考えられる。安山市の「国境のない村」は既存の社会構造と抵抗あるいは協力しつつある一方で、すべての人々が差別なしに共に生きていけるような代案共同体を作り上げていくという重要な意味をもっている。金事務局長によると、「『国境のない』という意味は、国籍がお互いに異なる人々が地域社会で住民として共に生きていくことであり、より具体的にはマイノリティとマジョリティの相互尊重と共生の文化を意味する」という。また、「『村』の意味は物理的な範囲のみならず隣同士が共に生きていく人々の共同体を表す」のである。このようにして、「国境のない村」はマジョリティの変化のために多文化教育を推進することを目指すようになった。「国境のない村」における多文化教育は次の4つの性格をもっているという。一つ目は、違いを認め合い共に生きていく共存を学ぶ平和・人権教育、二つ目は、共に楽しむ多文化、多様な表現が想像される文化芸術教育の性格、三つ目は、違いが尊重され、配慮される寛容の社会を作り上げる教育としての代案教育の性格、そして最後は、平生・生涯教育の性格である。

多文化教育は地域社会とともに解決していくべき平生・生涯教育のなかに位置付けられ、そのうち消滅してしまうような過渡期の問題ではない。このような多文化教育のために「国境のない村」を総括担当及び運営・管理している安山移住民センターでは、多文化体験教室の運営や、多文化教育プログラムのコンテンツを開発し、対象別の体験教室を行っている。対象は一方ではマイノリティである移住労働者、結婚移住女性及び彼らの子どもたちであり、彼らの文化的適応と主体性の形成を行っている。また他方では、マジョリティである韓国人、子ども及び青少年を対象とし、彼らの認識の変化のために多文化社会の文化的インフラ構築に力を入れている。多文化体験教室は幼稚園、学校、図書館などの多文化教育が必要なすべての場所から申請を受けて、多文化専門家及び移住民講師が運営しており、五感体験中心の授業が行われる。そのほか、多文化専門家を通した多文化理解講義、多文化体験講師（移住民講師）を通した多文化体験授業、文化芸術教育を接続した多文化工作所運営などがある。また、多文化現場である「国境のない村」の周りを一周する探訪ガイド、多文化学びの場をお祭りの雰囲気引き出し、多文化を体系的に集中体験できるようにテーマ別に運営する多文化体験教育ブース運営（展示ブース、遊びブース、味覚ブース、聴覚ブース、衣装体験ブースなど）もあり、定期的に多文化講座を実施している。さらに2009年から京畿道教育庁と連携し、安山市における各

学校別の生徒達に多文化理解教育を実施し、放課後の教室プログラムを通した多文化理解教育を拡大しつつある。このような多文化教育を中心としたプログラムを含め、「国境のない村」を管理・運営をしている安山移住民センターでは次のような10つの主要事業が日常プログラムとして行われている。それは、「相談事業」、「休み場事業」、「国際協力事業」、「教育事業」、「連携事業」、「文化芸術事業」、「保健・医療事業」、「政策提案事業」、「家庭支援事業」、「移住女性の相談」及び「教育文化支援事業」である。「国境のない村」では地域住民との交流をはかるために、毎年行事及びお祭りを行っている。それは主要事業のうち、文化芸術事業として2000年から毎年定期的に行われている。例を挙げると、移住労働者と地域住民がともに行う体育行事、文化公演、お盆・お正月の行事であり、「国境のない村」の祭りが年4回（お正月、お盆、住民との出会う夜、ワールドカップ）行われ、各出身国家別に文化行事を支援している。これらを通して地域社会におけるつながりを深めることが目指されている。

以上の安山市の「国境のない村」における地域社会と多文化教育の取組みの考察から、地域社会における構成員がみずから、地域社会への活動に積極的に参加すること、そしてこの参加によりひとりひとりの幸福に結び付くという統合意識が重要であると考えられる。しかし、問題がないわけではない。2009年に「国境のない村」が「多文化村の特区」として指定されたが、これはむしろ、観光資源に陥るおそれがあると考えられる。また「国境のない村」に関して移住労働者がどのような決定や選択をするかを問わず、彼らを尊重し、支持することが出来なければならないだろう。

## おわりに

本研究では、地域社会における多文化教育を中心に学校教育と連携した社会教育のもつ多文化教育の取組みを考察するために、韓国の多文化教育政策について検討し、安山市「国境のない村」を事例として地域社会に関わる多文化教育の取組みについて考察してきた。「国境のない村」を総括担当及び管理、運営している安山移住民センターは、地域社会、つまり、安山市ウォンコク洞における市民団体の自発的な参加から作り上げられた。このような市民団体を通して、地域社会の構成員は自分自身の生活の幸福を増進していく場合が多いと考えられる。また、そこでは地域社会の構成員における欲求や課題を効果的に解決するために、地域の学校と地域とが、社会教育をかえて連携し、体系的な教育活動が行われていると考えられる。したがって、本稿で明らかになったのは次の通りである。第一節では、韓国における多文化教育政策の背景と内容について検討し、多文化教育支援の場は、学校教育中心から社会教育との連携を視野に入れた取り組みへ移行しつつあることがわかった。第二節では、京畿道教育庁における多文化教育の取組みから、地域ならではの特性に合わせた多文化教育へのアプローチが重要であることが明らかにされた。また、学校現場のみならず、社会教育における地域ネットワーク構築によって持続的かつ安定的な多文化教育の取組みが行われることの重要性について検討した。第三節では、1980年代後半から1990年代にかけて多くの外国人低賃金労働者の受け入れを背景として、1990年代半ばからキリスト教系の安山移住民センターを中心に外国人労働者への支

援が行われたが、共同体プロジェクトである「国境のない村」が始動され、マイノリティのみならずマジョリティに向けた多文化教育に関する様々なプログラムや地域社会における構成員たちが毎年定期的に交流を行っていることを明らかにした。

以上の三つの考察から、導き出されることは、多文化教育の方向性として地域社会の構成員たちが興味関心をもち、積極的に参加し、そして地域社会における様々な課題について構成員ひとりひとりが自主的に携わることが前提となるということである。この方向性は民主主義に基づく多文化の共存を意味している。「国境のない村」における様々な取組みに関して、移住労働者や地域社会におけるすべての構成員が自ら決定・選択し、さらに選択肢を変えることが出来るような権利を保障することが課題となっている。

注(1) この研究で使われる「多文化家庭の子どもあるいは子女」という言葉は次の場合を指すことにする。①国際結婚の家庭における韓国人の父と外国人の母の間に生まれた子ども、あるいは韓国人の母と外国人の父の間に生まれた子ども、②外国人労働者の家庭における外国人労働者が韓国で結婚して生まれた子ども、あるいは本国内で結婚して形成された家族が国内に移住した家庭の子ども、③セトミン家庭における北朝鮮で生まれて韓国に入国した子どもあるいは、韓国で生まれた子ども。

(2) 朝倉征夫『多文化教育の研究』学文社、2003年、4頁。

(3) 김남선『지역사회교육론』형설출판사、2009年、18p.

(4) 李ホヒョン「韓国における多文化教育の必要性」渡度一郎・川村千鶴子編著『多文化教育を拓く』明石書店、2002年、256頁。

(5) 同上、256頁。

(6) 前掲『多文化教育を拓く』、257頁。

(7) 韓国女性政策研究院韓国青少年政策研究院『다문화가족 자녀의 학교 생활실태와 교사 학생의 수용성연구』(多文化家族子女の学校生活実態と教師・学生の受容性研究)、2007年。

(8) ジョン・ウンヒ『農村地域の国際結婚家庭の児童の言語発達と言語環境』言語治療研究、2004年、33～52頁。

(9) 日本の文部科学省にあたる。

(10) 結婚移民者における再婚家庭。

(11) 다문화가정의 자녀 교육 실태 조사교육인적자원부 (2006年)、12p.

(12) 설동훈 (2003年)、외국인노동자 지원 시민단체의 발전, 1990～2002년: 쟁점과 과제, 제11차 시민사회 포럼.

(13) 우리나라 다문화교육정책 추진현황, 과제 및 성과 분석연구교육인적자원부 (2007年)、101p.

(14) 시도교육청별 다문화교육사업 모니터링 및 성과분석 교육과학기술부 2010年.

(15) TUSとは、チーム連合システム (Team-Union-System) ことである。政策樹立の段階から評価など、全ての過程に関して単位組織を連合し、政策を共同遂行するシステムのことである。京畿道教育庁によって最初に取り入れられた。

(16) 五色多文化共同体とは、多文化家庭の子どもを中心に一般家庭の子どもと交流しつつ、彼らの親と担任の先生もともに参加するプログラムである。(五色とは多文化家庭の子どもと親、一般家庭の子どもと親、担任の先生を合わせて指すことである。)

(17) 笹井宏益「地域における生涯大学システムの研究開発—地域独自の学習資源の発掘・活用とネットワーク化への取組み—」『特集・地域における広域的連携・協力—生涯大学システム構想の今後の展開—』全日本社会教育連合会、1995年5月号、社会教育、9頁。



- 
- (18) 다문화 가정 자녀의 학교급별 교육지원 방안연구 교육과학기술부 2010年 172p.  
(19) 2011年8月6日に行われたフィールドワークに基づき、「国境のない村」の金スニール事務局長のインタビューや提供して頂いた資料を用いる。

参考文献

- 朝倉征夫『多文化教育の研究』学文社，2003年。  
김남선『지역사회교육론』형설출판사，2009년 .